

【事実の概要】

本件パネルは、ある輸入財について第1条1項に定めた一般的最恵国待遇を付与していないという理由でカナダが日本を提訴したケースである。問題となった輸入財は松柏類の製材で、関税分類上は以下のように分類されている。一つは、日本の関税率表で「かんながけし又はやすりがけした製材で、厚さ160mm以下のもののうち、松属(pine)、もみ属(fir)、及びとうひ属(spruce)のもの」（以下ではこれをSPF材と略す）で、これについては関税番号HS4470.10-110として区分され⁽¹⁾、関税率は8%で非譲許の項目となっている。もう一つは、右の区分には含まれないヘムロックやダグラスファーなど「その他の松柏類」の製材（以下ではこれを非SPF材と略す）で、関税番号はHS4407.10-320で関税率はゼロ、かつ非譲許のものである。

カナダの申立ての主旨は、右の二つの産品が所謂「ツー・バイ・フォー」工法に用いられる「ダイメンション・ランバー」（dimension lumber）として1条1項に言う「同種の産品」であるにもかかわらず、一方には8%の関税が賦課され、他方は無課税扱いというように税差があるのは一般的最恵国待遇の原則に反し、SPF材の方に生産実績を有するカナダは非SPF材に比較優位をもつ米国との間で日本市場における競争上不利な状態に置かれているとの点であった。カナダはかかる状態は、同国のガット上の利益に対する「無効化又は障害」に当たるとして、日本が全ての種類の「ダイメンション・ランバー」につき平等な関税上の取扱いを行うよう要求したのであった。

これに対し日本側は、SPF材と非SPF材とは同じ「ダイメンション・ランバー」として分類できる「同種の産品」ではないこと、税差の存在はカナダ産の製材を他の国の製材から差別するためのものではないこと等を理由にカナダの右の要求を受け入れられないとしていた。本件は実に10年来の懸案事項であった。

こうして本件紛争はガットの場に持ち込まれることとなり、まず第23条1項に基づき日本・カナダ両国政府は1987年10月と1988年3月の二度に渡り協議を行ったが解決に至らず、カナダは第23条2項に基づき本件を締約国団に付託、紛争処理のためのパネル設置を要求し、1988年3月の理事会においてパネル設置が合意された⁽²⁾。

その後、欧州裁判所の著名な判事であるPierre Pescatoreを議長とする三名のパネリストが選任され、本件の審議が開始された。パネルは、1988年7月及び同年11月の二度にわたり紛争当事国を含めた会合を持ち、翌1989年5月にはパネルの報告書が理事会に提出された。同報告書はカナダの主張を斥け、日本のSPF材に対する8%の関税賦課はガット違反であるとは立証できない (the Panel could not establish that the tariff treatment of Canadian dimension lumber applied by Japan...was inconsistent with Article I: 1 of the General Agreement.)⁽³⁾と結論付けた。カナダは右パネル報告書の結論には不満であるとして、理事会における採択に反対、議論の引き延ばしを図ったものの、結局1989年7月の理事会では報告書の内容について不服ではあるが採択をブロックすることはしないという消極的な受諾を表明同パネル報告は採択された。

【報告要旨】

パネルは、まずカナダの申立てを十分に理解するためには関税構造と関税分類に関するガット・システムの原則について明らかにすることが不可欠とした上で、これまでのパネルの先例⁽⁴⁾で見るとガットは各国の関税構造やかかる構造の枠内での関税分類については各締約国に「大きな裁量」(wide discretion)を認めていることを指摘する⁽⁵⁾。しかも、HS番号 4407, 10はHS条約⁽⁶⁾に基づいて設定されたものであり、更に産品を特定化するために細かく番号を付すること(subheading)は同条約上も許されていることから、同種の産品を異なる締約国間で差別しない限りはガット上も合法と判断する⁽⁷⁾。

次にパネルは、ガットで関税が問題となる時は個々の締約国の関税が問われているのは自明の理であり、ある締約国が他の締約国の財の輸入に関する関税上の取扱いについて「同種性」(likeness)の主張を行う時にはかかる主張は輸入国の関税分類を基礎とすべきであるとした⁽⁸⁾。

更にパネルはカナダの定義する「ダイメンション・ランバー」は、樹種別に木材を分類している日本の関税分類には「異質の概念」(a concept extraneous to the Japanese Tariff)⁽⁹⁾であり、規格が米国や日本にも同様のものが存在するというだけでは関税分類のためのカテゴリー足り得ず、また、国際的に受け入れられた税関手続き上の分類にも属していない。以上の考察から、パネルとしては「ダイメンション・ランバー」という概念に依拠したカナダの見解は第1条1項に言う「同種性」を立証するための妥当な根拠ではないとの結論に至るのである⁽¹⁰⁾。

【解説】

本件パネルは、カナダの主張する「ダイメンション・ランバー」という製品の関税分類上の普遍性を認めず、しかも輸入国における関税分類の自立性及び独自性に優位を認めた為に、カナダの展開した1条1項に言う最恵国待遇の問題には深入りすることなく、日本のガット上の義務不履行を立証できないと結論し審議を終了している。日本が被提訴国として23条2項のプロセスにまで持ち込まれた過去の事例で「シロ」裁定を受けたのは本件のみと筆者は記憶している。本件をめぐる争点の中には、1条1項についての理解を深める上で有用と認められるいくつかの点があることから、以下にその要点をあげることにする。

1. 「同種の産品」をめぐる議論

第1条1項違反を立証するためにはSPF材と他の樹種の針葉樹からできる非SPF材とが「ダイメンション・ランバー」として同条項に言う「同種の産品」(like products)であることを論証する必要があった。カナダは「同種性」の基準として、①他の締約国における慣行、②製品の物理的起源とその属性、③輸入国の国内規制等における当該産品の取扱われ方、④製品の「最終用途」をあげた⁽¹¹⁾。

これに対し、日本側は以上4点につき概要以下のように反論した。まず、①については日本は「ダイメンション・ランバー」について各国で統一された定義や分類の存在しないことを指摘し、カナダ自身もパネル審議の中でその定義についてサイズ等でバラツキのあることを露呈するという局面も見られた。②については、SPF材が強度・耐久性等において質的に非SPF材よりも劣ること等が指摘され、このことから④の「最終用途」についても結果的に異なってくることが明らかとなった⁽¹²⁾。次に③については、第3条に言う「同種の産品」との関連が問題となるが、従来より「同種の産品」の概念については各条項ごとに区別して解釈されるのが一般的となっていることから⁽¹³⁾、国内規制のなかで当該産品がどう取扱われているかを参照する必然性は必ずしもないとの反論がなされた。日本側は、更にこの点につき、カナダが日本も「ダイメンション・ランバー」を製品のカテゴリーとして實際上認めている証左としてあげたJAS規格(JAS 600)はそもそも安全性確保のためのものであり、特定の製品カテゴリーを示すものではないこと、従ってJAS規格自体も変化し得るものであること等説明した⁽¹⁴⁾。

以上の議論から、樹種の異なる製材を一つの「ダイメンション・ランバー」というカテ

ゴリーで集約して「同種の産品」とすることには無理があることが明らかとなったのである。

2. 「国別差別」と「産品間差別」

カナダが本件パネル審議において行った注目されるべき主張の一つは、1条1項に言う最恵国待遇の義務には、ある「同種の産品」が原産された複数の国の間で無差別たるべしとする第一の義務と、「同種の産品」間での無差別扱いという第二の義務の二つがあるとする点である⁽¹⁵⁾。パネル審議が進む中でカナダも米国との直接的競合関係の中で「実態上の差別」(de facto discrimination)を受けているとは主張しながらも⁽¹⁶⁾、議論のポイントとしては第二の義務に重点を移し、同国から輸入されている異なった樹種から成る製材間の税差を1条1項違反と強調する。

この点につきカナダは、1981年に採択された「ローストされていないコーヒー豆に関する関税上の取扱いについてのパネル」の報告⁽¹⁷⁾を先例として引用し、如何なる関税分類を行うかは締約国の自由裁量に任せられているが、「同種の産品」を差別してはならない旨主張した。確かに右事例においては、ローストされていないブラジル産のコーヒー豆の輸入について税差を設けたスペインが1条1項に違反していると判断されたが、そこではコーヒーが「明確に定義されかつ単一の製品」(well defined and single product)として認識されていたという点と、他の締約国においてはローストされていないコーヒー豆について異なる関税率を適用している例がなかった点等においてSPFの事例とは異なっている。日本側はこの点を指摘すると共に、コーヒー豆の事例が意味するところは、「同種の産品」の輸入に際しては、その原産となる国の間で差別をしてはならないというのが第一義的な義務を構成し、その前提の上に立って産品間の差別が論じられるべきという点である旨反論した。実際にコーヒー豆の事例ではブラジルと他の締約国との間に税差が存在し、しかもブラジルからの輸出が「殆ど全て」(almost entirely)スペインの高関税の対象となっていたことが指摘されている。実際にカナダは非SPF材については無税扱いを受けており、その数量も増加していたことからコーヒー豆のケースとは実体的にも異なることが指摘された⁽¹⁸⁾。

以上の議論から、産品間差別だけで1条1項違反を立論するのは困難なことが明らかとなった。

3. 「細分化」(Sub-Classification)と譲許の安定性

本件パネルの審議の過程でカナダの立論上の最大の問題点は、カナダが樹種の異なる製材を対比させたことにある。つまり、当該産品（カナダの言う「ダイメンション・ランバー」）の定義が曖昧であるにもかかわらず、カナダはSPF材と非SPF材のそれぞれからこれに該当する部分だけを取り出すことができることをもって両者を「同種の産品」と決めつけた訳である。

カナダは、「最終用途」という概念に焦点を当て、いずれの樹種からも「ダイメンション・ランバー」が最終製品として作られると主張したが、これは日本にとっては本来議論のベースとなるべき日本の関税分類に対するカナダ側の恣意的な分類上の細分化(Sub-Classification)ということになった。この点を捉えて日本側は、輸入国側の関税分類を離れて輸出国側がアприオリに「同種の産品」の議論をすることは関税体系及び関税分類全体に対して大きな混乱を生じさせることになる」と懸念を表明した。関税番号に基づいてこれまでガット・システムの中で行われてきた関税譲許(tariff concessions)にも悪影響を及ぼすとしたのである⁽¹⁹⁾。

日本側は、「最終用途」という概念で異なる関税分類に区別されている二つ以上の産品を「同種の産品」と認定することが許されるようになれば、如何なる関税項目についても本件のパネルと同様の申立てが行われる可能性があるとした。例えば、ウェハーボードと合板は「同種の産品」ではないが、もし「最終用途」という概念に基づいて両産品から構造用のもの(Sub-Flooring)のみを取り出せば両者は「同種の産品」と主張しうることになる。あるいは、銀、銅、アルミのワイヤーはあくまでも別の関税分類になっており通常は「同種の産品」とは観念されていないがいずれも「最終用途」として電気や熱を伝導するという点だけに着目すればこれらも「同種の産品」と主張できるかもしれない⁽²⁰⁾。

もし、このような「細分化」が認められれば既存の譲許の安定性が損なわれるだけでなく⁽²¹⁾、将来関税交渉が行われて交渉担当者がいずれかの関税番号につき新たに譲許する時にその税番に含まれる全ての産品について他の税番に分類されている産品との間で

「最終用途」の観点から「同種の産品」かどうかを検討する必要性が生じてこよう。そして、もしそのような「同種の産品」が異なる税番に含まれる場合にはその産品についても同様に譲許できるかどうかを考慮しなければならなくなる。このような状況になると関税引下げ交渉は極めて複雑なものとなり、実体的には機能しなくなる。日本側の以上のような反論は、ガットにおける関税交渉の慣行に沿ったものであったが故に、パネルも直接的では

ないがこれを支持し、「関税構造と関税分類に関するガット・システムの原則についての運用振り(bearing)」の理解が不可欠との見解を示したものと思われる⁽²²⁾。

〈注〉

- (1) HSとは、「国際統一商品分類」(Harmonized Commodity Description and Coding System)の略で、1983年6月関税協力理事会(CCC)の総会でHS条約として採択された。日本は1988年1月から、米国やカナダは1989年1月よりそれぞれHSを採用している。
- (2) GATT Document L/6470(1989.4)p.3.
- (3) *ibid.* p.39 para.6.1.
- (4) BISD 28S/111. para.4. 「ローストされていないコーヒー豆に関する関税上の取り扱いについてのパネル」を参照。
- (5) GATT Document L/6470(1989.4)p.38. para.5.8.
- (6) 注(33)を参照。
- (7) GATT Document L/6470(1989.4)p.38. para.5.9.
- (8) *ibid.* p.39. para.5.13.
- (9) *ibid.* p.39. para.5.14.
- (10) *ibid.*
- (11) *ibid.* p.22. para.3.29.
- (12) *ibid.* p.20. para.3.24-25.
- (13) 「同種の産品」という表現は一般協定の中で、第1条をはじめ、第2条、第3条、第6条、第9条、第11条、第13条、第16条において見られる。「同種の産品」概念の明確な共通定義は特になく、ガット制定のための国連経済社会理事会における議論において、“the expression had different meaning in different contexts of the Draft Charter (注、ハバナ憲章をさす)”(EPCT/C/65. p.2)とあることから各条項で意味するところが異なると考えられている。
- (14) GATT Document L/6470 pp.25-26. para.3.39.
- (15) *ibid.* p.23. para.3.30.
- (16) *ibid.* p.31. para.3.54.
- (17) BISD 28S/102-113. (1982.3.)
- (18) *ibid.* p.112. 及び L/6470. pp.28-29 para.3.48

(19)L/6470. pp. 23-24 para. 3. 31-3. 35.

(20)ibid.

(21)ガットの関税交渉では、いったん交渉され、譲許された税率(bound tariffs, bound rates)については、特別の事情のない限り3年間据え置くことになっている。一般協定第28条1項、「譲許表の修正」を参照。

(22)L/6470. p. 37. para. 5. 7.

(渡 邊 頼 純)